避難区域等の見直しに関する考え方(案)

平成 23 年 8 月 9 日 原子力災害対策本部

1. 基本的考え方

- (1)現在、政府が行っている避難の指示には、
 - ① 原子力発電所の状況が安定していないことを理由として、発電所から一定の距離を確保するために避難や避難準備を求めているもの (緊急時避難準備区域、警戒区域)
 - ② 事故発生後1年間に住民が受ける積算線量が20mSvを超えると推計されることを理由として、放射線による影響を低減させるために避難を求めているもの(計画的避難区域)

がある。

(2) これらの避難指示は、住民などの生活に非常に大きな影響を及ぼすものであることから、原子炉施設の安全性の確認や詳細なモニタリング結果の蓄積を通じた線量低減の把握など、上記指示の理由に大きな変化が生じた場合には、これらの避難指示を速やかに見直すことが適当である。

(3) その際、

- ① 原子炉施設の安全性を評価し、発電所からどの程度の距離を確保することが必要かを判断し、
- ② 区域内の放射線量を詳細にモニタリングし住民の安全が確保されている か否かを確認した上で、
- ③ 公的サービス・インフラ等を含め、住民の生活環境の復旧の目途がたった時点で、

見直しを実行することとする。

- (4) 今後、上記①から③の条件が整った地域において段階的に区域の見直しが行われ、実際に住民の帰還が開始される。
 - 一方で、原子力発電所安定後も継続するリスク (廃炉プロセスにおける周辺環境への影響など)や極めて高い線量などの理由により相当長期にわたり住民の帰還が困難な区域の存在も明らかになると思われる。

こうした区域においては、地元自治体と長期的な復興対策の在り方について十分相談し、長期的な対応策を検討したい。

(5)避難指示が解除される区域、長期間維持される区域を含め、今次事故により 放射能汚染が拡散したいずれの地域においても、放射線被害に対する不安感 が日々強くなっており、抜本的な対応を行うことが求められている。

こうした声に応えるため、8月中を目処に除染に関する基本方針を取りま とめ、関係者の連携の下、徹底的かつ継続的な除染を実施する。

長期的な目標として追加的な被ばく量を年間 1mSv 以下とすることをめざし、特に放射線の影響が成人より大きい子どもについては一層迅速な取組を進めることとする。

2. 緊急時避難準備区域の解除の検討

- (1)今般、ステップ1の終了により原子力発電所の状況が著しく改善したことを 踏まえ、まずは緊急時避難準備区域の解除の是非について検討を行った。 具体的には、
 - ① 水素爆発の発生可能性
 - ② 原子炉の冷却失敗(燃料の加熱、溶融燃料・コンクリート反応)の発生可能性及 び万一の場合の影響
 - ③ 使用済燃料プールの冷却失敗の発生可能性
 - ④ 地震・津波による使用済燃料プールの損壊などの発生可能性
 - ⑤ 水蒸気などの形で原子炉から放出が続いている放射性物質による影響

について評価を行った結果、原子炉施設の安全性の観点からは緊急時避 難準備区域の解除の妥当性が確認できた。

なお、本評価結果については原子力安全委員会にも報告した。

- (2) また、放射線量等分布マップなど通常のモニタリングに加えて、「『ふるさとへの帰還』に向けた緊急時避難準備区域に関する放射線モニタリングアクションプラン」に沿って学校や公共施設のほか、市町村の個別の要望に対応したモニタリングを実施し、空間線量率などの観点からは、緊急時避難準備区域において基本的に安全性が確認されたところである。
- (3) 今後とも市町村の要望に応じた追加的なモニタリングなどを通じて、地域の安全性の確認に継続して取り組むこととするが、市町村においては、住民の意向を十分に踏まえるとともに県と連携し、住民の円滑な移転支援、学校、医療施設などの公的サービスの再開、公的インフラの復旧、学校グラウンド・園庭などの除染を含む、市町村の実情に応じた「復旧計画」の策定を開始していただきたいと考えている。
- (4) それぞれの市町村により復旧計画について慎重な検討が行われた後、最終的 に計画の策定が完了した段階で、政府として緊急時避難準備区域を一括して 解除する考えである。

この際、緊急時避難準備区域の各市町村は、全村避難している自治体から 既にほぼ住民帰還が完了している自治体までその実情は多様であり、実際の 住民帰還の時期については市町村毎に大きく異なることが想定される。

今後、国は、市町村毎に避難状況、インフラ復旧の対応の有無、公的サービスの再開状況、除染の進捗状況、住民の意向などを踏まえ、各市町村の意向を尊重し、住民帰還に必要な支援を行うこととする。

3. 警戒区域及び計画的避難区域における対応

- (1) 今後、国及び東京電力は、ステップ2の実施を通じて、原子炉の冷温停止 状態への移行や燃料プール冷却の一層の安定、汚染水全体の低減などによ り、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている状況 の実現に万全を期す。
- (2) これらの作業の進展に応じて、原子炉施設の安全性について継続的に評価を行うとともに、ステップ2完了後の廃炉プロセスなど原子力発電所安定後における周辺環境への影響についても前倒しで検討を行い、定期的・継続的に丁寧な情報提供を行う。
- (3) こうした評価、検討を進め、ステップ2が完了し、原子炉の冷温停止状態 の確保などにより、放射性物質の放出が一層厳格に管理された時点で、警 戒区域の縮小の可否及び計画的避難区域の見直しについて検討を行う。
- (4) ただし、ステップ2の完了を待つことなく、放射線量の詳細なモニタリングや住民の生活環境の復旧に向けた取組を先行して進める。
- (5) 具体的には、空間線量 2km メッシュ調査、土壌濃度マップの作成など徹底的なモニタリングを実施し、警戒区域及び計画的避難区域における線量の 状況を詳細に把握・評価する。

また、除染方法の開発を含め、効率的かつ効果的な除染を推進するとともに、上下水道、電気・ガスなど、公的インフラの被害状況の把握やその復旧、がれきの撤去など、居住環境の再建に向けた作業を実施する。

(6) こうした検討や取組に当たっては、関係自治体と密に連携し、各自治体それぞれの実情を踏まえ、各市町村の判断を十分に尊重し進める。

以上